

第4次豊橋市市民協働推進計画 (2026-2030)

豊 橋 市

目 次

| | | |
|-----|----------------|----|
| I | 計画策定の概要 | |
| 1 | 趣旨 | 3 |
| 2 | 計画の位置づけ | 3 |
| 3 | 計画期間 | 4 |
| 4 | 計画策定の体制 | 4 |
| II | 計画策定の背景 | |
| 1 | 人口減少と少子化・高齢化 | 5 |
| 2 | 地域コミュニティの状況 | 6 |
| 3 | 市民活動団体の状況 | 7 |
| 4 | 事業者の状況 | 8 |
| 5 | 豊橋市（行政）の状況 | 9 |
| III | 計画の基本的な考え方 | |
| 1 | 基本理念 | 10 |
| 2 | 計画推進の視点 | 11 |
| 3 | 基本目標 | 12 |
| 4 | 計画の体系 | 13 |
| IV | 施策と取組み | |
| | 基本目標1「きっかけづくり」 | |
| | 施策1 意識醸成・人材育成 | 14 |
| | 施策2 情報の発信・提供 | 16 |
| | 基本目標2「環境づくり」 | |
| | 施策1 活動促進・継続支援 | 17 |
| | 施策2 活動基盤の整備 | 19 |
| | 基本目標3「つながりづくり」 | |
| | 施策1 交流の創出 | 20 |
| | 施策2 協働の創出 | 21 |
| | 主な担い手への取組み | 22 |
| V | 計画の推進に向けて | 24 |
| | 参考資料 | 25 |

I 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、平成19年4月に豊橋市市民協働推進条例（以下「条例」という。）を施行するとともに、条例の行動計画となる「豊橋市市民協働推進計画」（第1次：平成22年3月、第2次：平成28年3月、第3次：令和3年3月）を策定し、市民協働によるまちづくりを推進してきました。

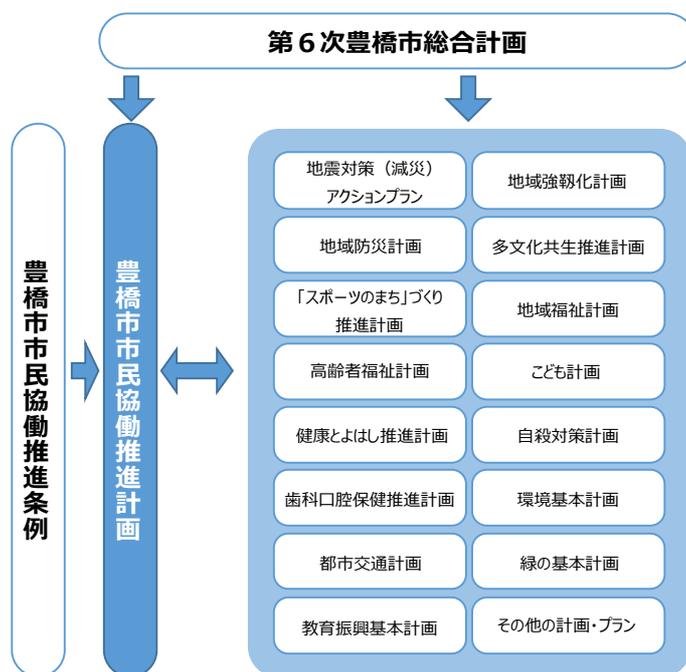
近年、人口減少及び少子化・高齢化の進行、予期せぬ感染症の流行等、社会情勢が急速に変化しており、デジタルの普及等に伴う市民の生活様式の変容、豊かで幸福な暮らしに対する市民の価値観の多様化もあり、行政主導による施策の実施、画一的なサービスの提供だけでは、複雑化・多様化する市民ニーズに十分に対応することが困難となっています。

さまざまな地域課題を早期に解決するためには、行政のみならず、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者等の多様な主体が課題を共有し、幅広い連携・協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

今回の改定では、これまで培ってきた市民協働の成果をさらに発展させ、市民一人ひとりがまちづくりを自分ごととして考え、さまざまな場面でまちづくりに参加できる環境を整えるとともに、複数の多様な主体が協働し補完し合うことで、従来の枠組みでは解決が難しかった課題に対峙していくことを目的として「第4次豊橋市市民協働推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例に定める市民協働によるまちづくりを推進するため、市民と市が協力し取り組む施策の行動計画となるもので、第6次豊橋市総合計画を上位計画とし、関連する計画・プランとの整合を図りながら、個々の施策を推進していきます。



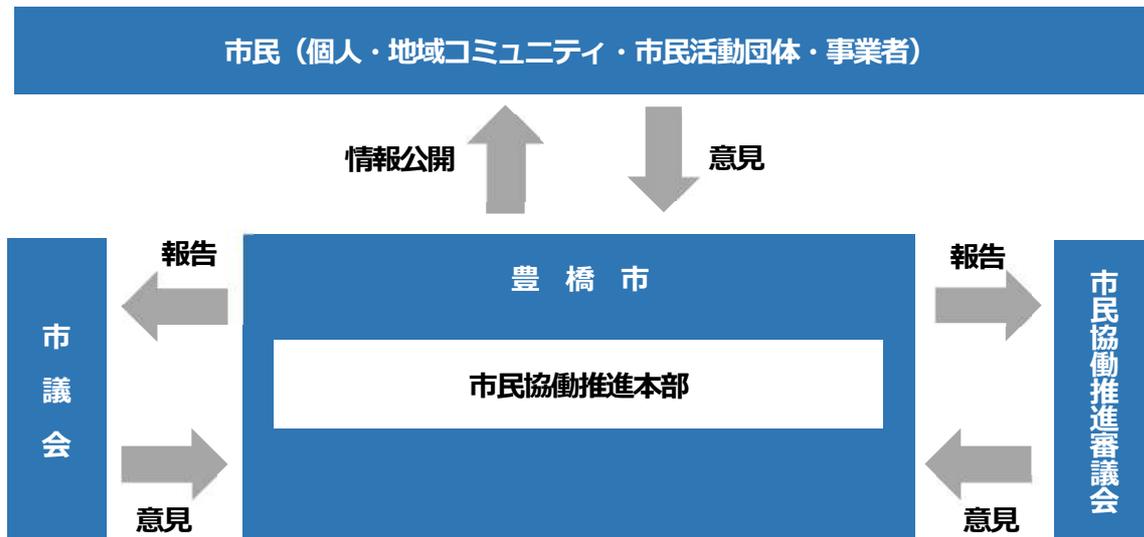
3 計画期間

令和8年4月から令和13年3月末までの5年間を計画期間とし、第6次豊橋市総合計画との整合を図るとともに、状況に応じて見直しを行います。

| 年度 | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) | 令和7年 (2025) | 令和8年 (2026) | 令和9年 (2027) | 令和10年 (2028) | 令和11年 (2029) | 令和12年 (2030) |
|--------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総合計画 | 第6次総合計画基本構想（令和3～12年度） | | | | | | | | | |
| | 第6次総合計画前期基本計画 （令和3～7年度） | | | | | 第6次総合計画後期基本計画 （令和8～12年度） | | | | |
| 市民協働 推進計画 | 第3次市民協働推進計画 （令和3～7年度） | | | | | 第4次市民協働推進計画 （令和8～12年度） | | | | |

4 計画策定の体制

豊橋市市民協働推進本部により策定作業を進め、策定過程では、豊橋市議会、学識経験者や自治会などの外部委員で組織する市民協働推進審議会から意見等をいただくとともに、市民アンケートや市民意識調査、パブリックコメントを実施し、さまざまな市民ニーズや意見を踏まえた上で、施策への反映に努めました。

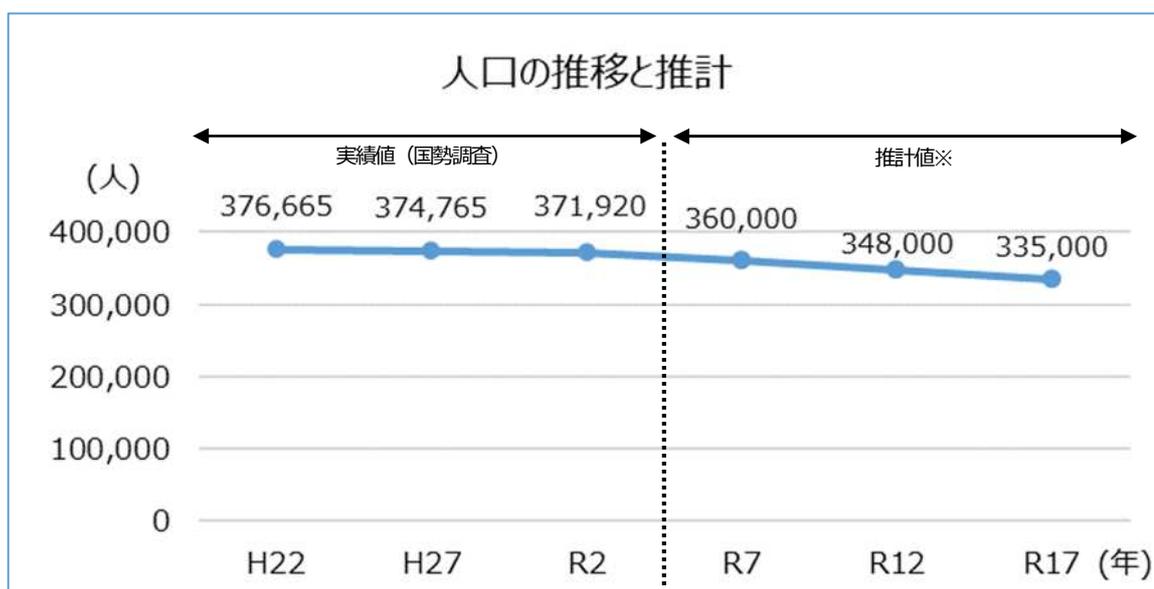


II 計画策定の背景

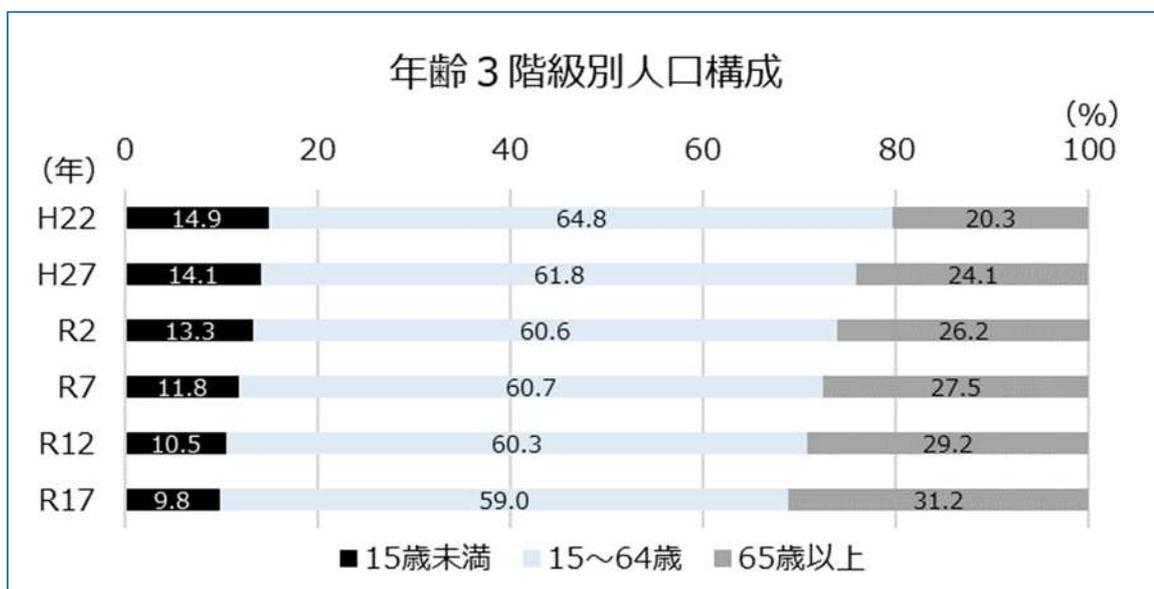
1 人口減少と少子化・高齢化

本市の人口は平成22年には376,665人に達しましたが、それ以降は減少しています。一方で、外国人市民は増加傾向にあり、多国籍化も進んでいます。第6次豊橋市総合計画では令和17年に335,000人まで減少する見込みとなっており、出生数の低迷や、若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、人口の減少は長期化すると考えられています。また、年齢別の割合を見ると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、特に75歳以上が人口に占める割合は年々増加することが見込まれています。

今後もこの傾向は続くと考えられることから、市民活動等の継続にあたってはさまざまな世代や国籍の市民の参画とともに、他の団体・主体との協働が重要となります。



※R2までは国勢調査の実績値。R7以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）



※R2までは国勢調査の実績値。R7以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）
 小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が100にならない場合がある

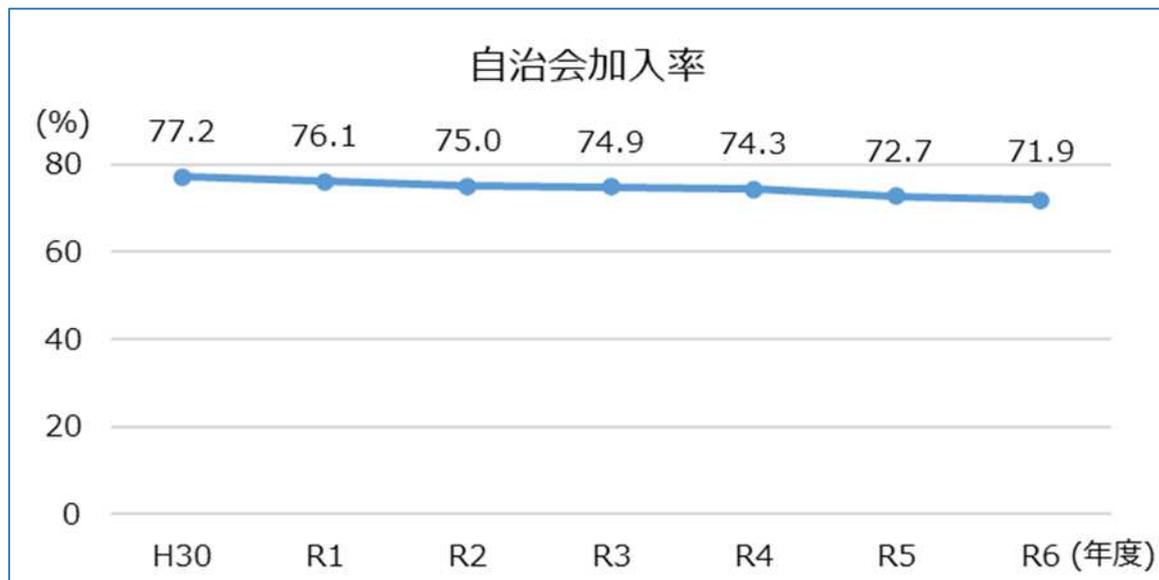
2 地域コミュニティの状況

年々進む人口減少や少子化・高齢化に加え、世帯構成の変化などにより、近所づきあいの希薄化、共助意識の低下などが課題となる中、自治会を始め地域の各種団体が連携し、住民同士のコミュニケーションの促進や地域の課題解決に向けた活動のほか、近年頻発する自然災害に備えた活動に取り組んでいます。

一方で、地域コミュニティの中心的役割を担う自治会は、生活様式の変化や活動に対する負担感の増大等により、加入率がここ数年低下傾向にあることから、地域のコミュニティを継続的に支える若者等の新たな担い手の活躍が期待されています。

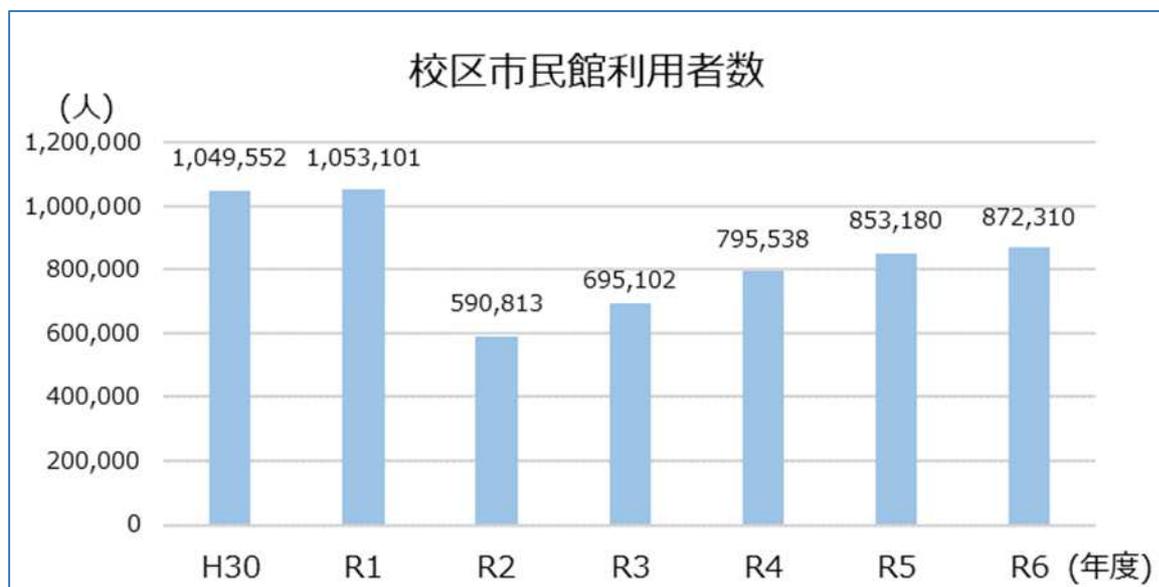
また、市内に50館ある校区市民館は、利用者数がコロナ禍により一時大きく落ち込んだものの、令和3年度以降は年々増加しており、地域コミュニティの活動を支える場として重要な役割を担っています。

今後も、自治会活動を始めとする地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。



※R5より、指標の対象とする母数を住民基本台帳人口から
国勢調査世帯数に改めたため、H30～R5指標を再計算

資料：豊橋市

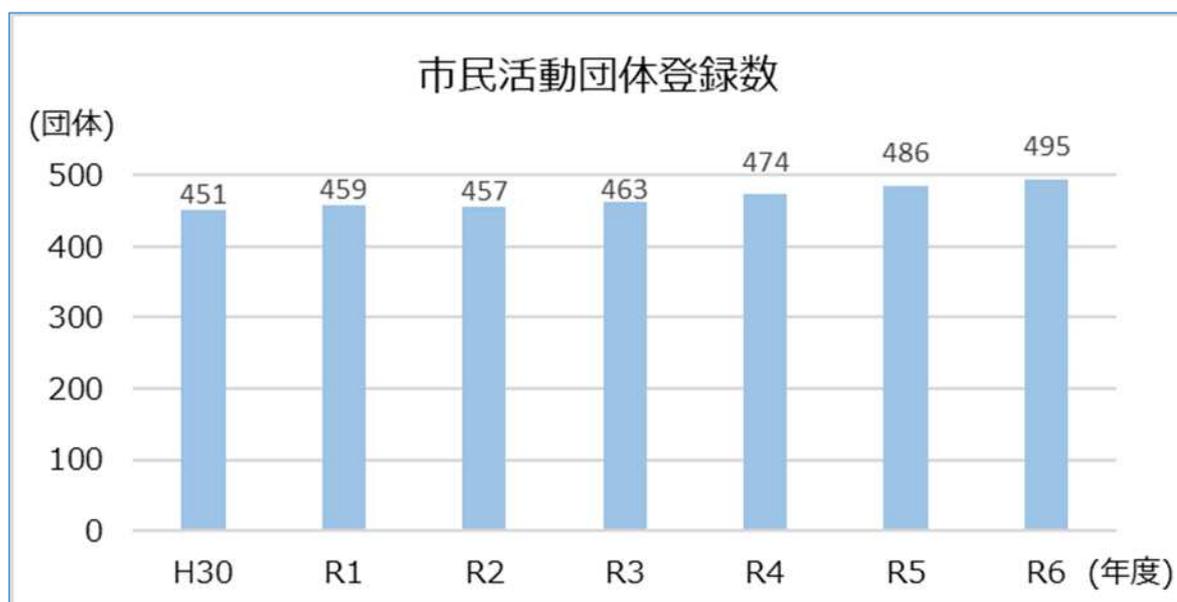


資料：豊橋市

3 市民活動団体の状況

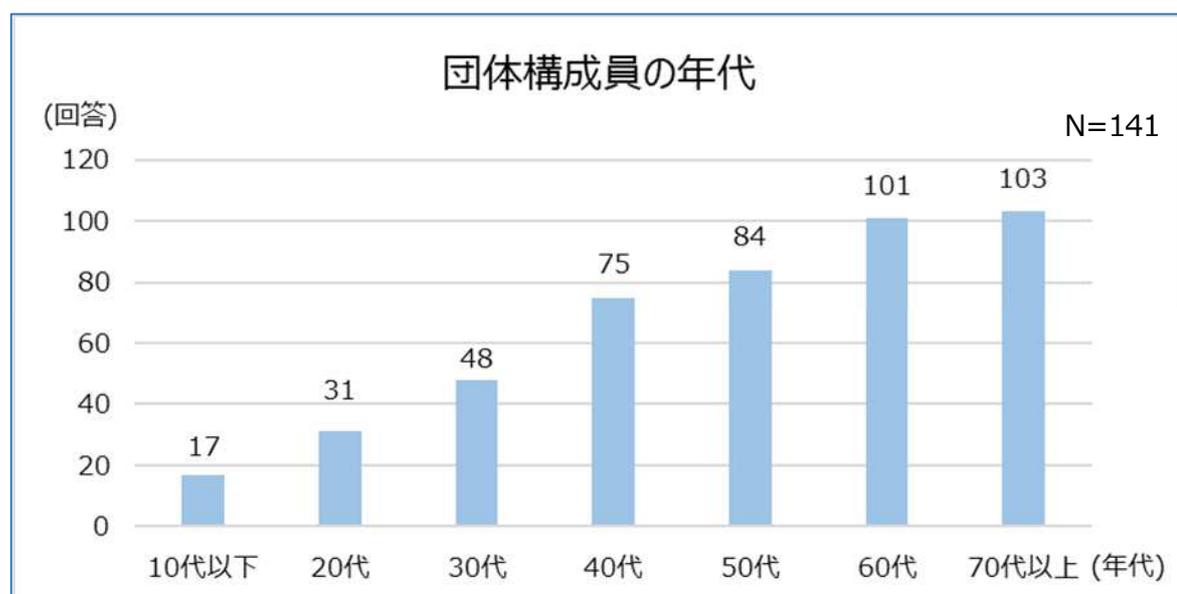
本市には、495団体の市民活動団体登録があり（令和6年度末）、前計画のスタート時（令和2年度末）と比較して、38団体増え、年々増加傾向にあります。活動分野としては、「保健、医療又は福祉」が最も多く、次いで「子どもの健全育成や子育て支援」、「まちづくり」、「社会教育」となっています。

市民活動団体の構成員は70代以上が最も多く、高齢化の進行により自団体だけの活動が困難になることが想定されます。このため、若者の参画や他の団体・主体との連携・協力により、それぞれの特性を生かした取り組みが必要です。



※市民活動プラザにおける市民活動団体の登録数

資料：豊橋市



※異なる年代が所属していることもあるため、回答の合計と登録団体数は異なる

資料：豊橋市 市民協働アンケート（市民活動団体）（令和6年度）

4 事業者の状況

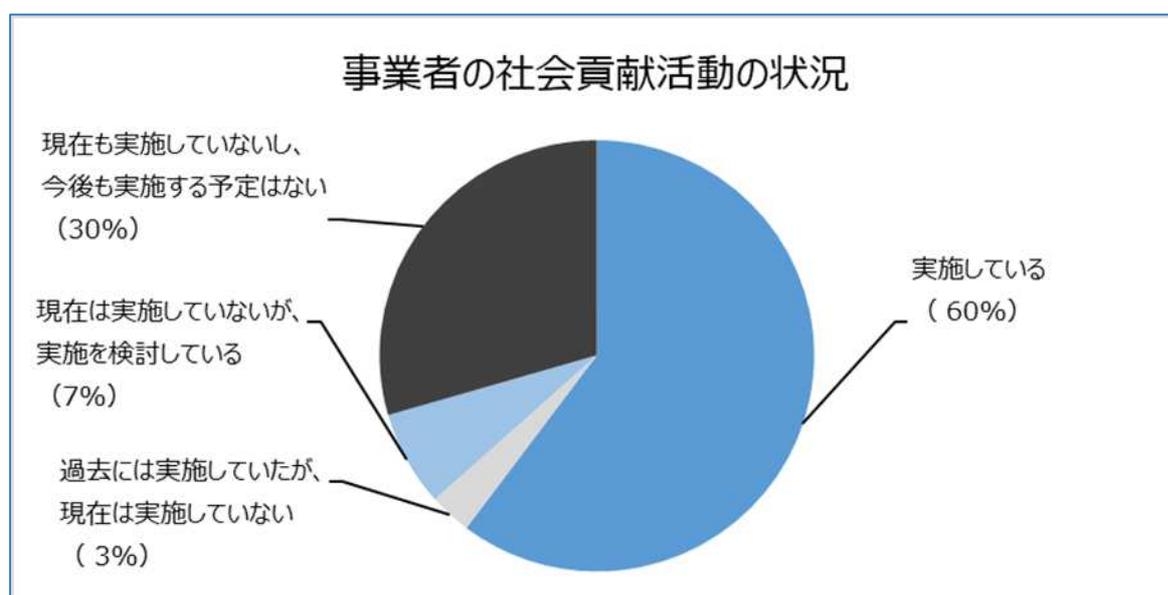
近年、多くの事業者にCSR※1やCSV※2という考え方が浸透し、事業者が果たすべき責任が求められるようになってきました。また、持続可能な社会を目指すSDGsの達成に向けた機運も高まっており、自社の事業活動と関連付けながら、SDGsの目標達成に貢献する活動を推進しています。さらに、アンケート結果によると多くの事業者では自社だけでなく、行政、大学、市民活動団体、地域コミュニティなど、多様な主体との連携を通じた社会貢献活動を目指す傾向が高まっています。

事業者が実施している社会貢献活動にはさまざまな種類がありますが、特に環境保全、地域の安全など地元に着目した社会貢献活動は、地域のまちづくりに重要な役割を果たしています。

今後、事業者には、市民活動団体や地域コミュニティ等と連携・協力し、増え続ける自然災害等への対応や高齢化によりニーズの増加が見込まれる高齢者の生活支援など、これまで以上に地域社会を支える取り組みが期待されることから、現時点で社会貢献活動を行っていない事業者にも取り組みの実施を促していく必要があります。

※1 CSR : 「Corporate Social Responsibility」の略。企業の社会的責任。

※2 CSV : 「Creating Shared Value」の略。共通価値の創造。



資料：豊橋市 市民協働アンケート（事業所）（令和6年度）

5 豊橋市（行政）の状況

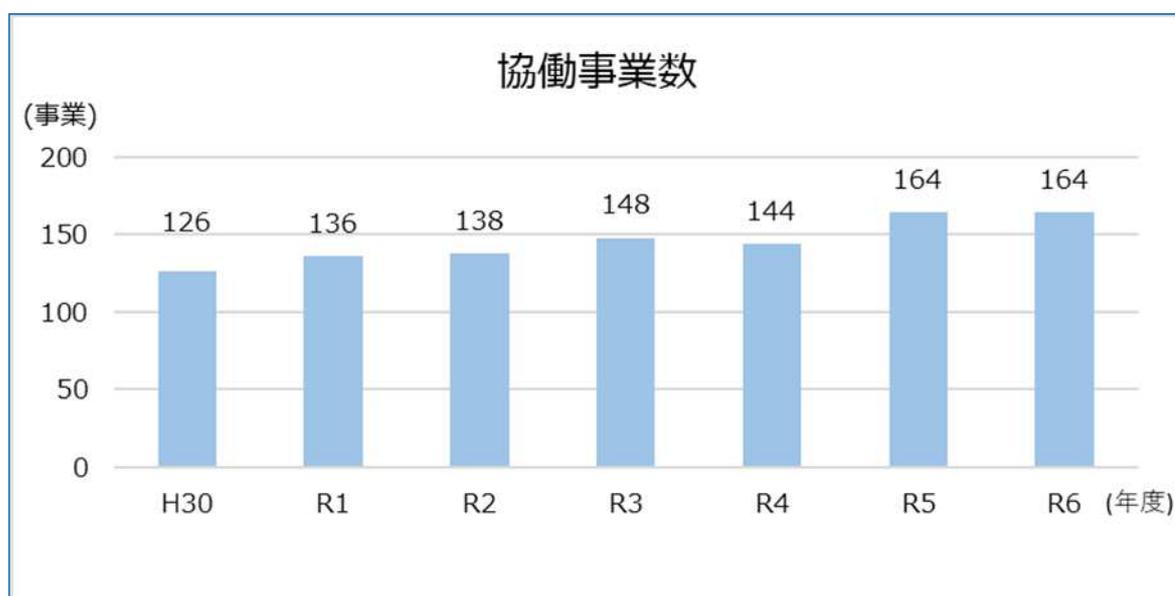
市民協働によるまちづくりを推進するため、本市では各所属に市民協働推進員を配置し、さまざまな協働事業に取り組むとともに、公募市民や学生、学識経験者など多様な委員で構成する市民協働推進審議会の意見も聞きながら市民協働に関する各種施策に取り組んでいます。

市民活動団体への支援として、市民活動プラザでの相談業務や情報提供、市民活動を盛り上げるイベントの開催、市民活動時の補償などに取り組むとともに、若者がまちづくりについて政策を提案する「豊橋わかば議会」を実施するなど、若者の市民活動への参画を促進しています。

市民活動団体へは市民協働推進補助金（つつじ・くすのき・わかば補助金）を交付し、活動のスタートや継続を支援しています。

地域コミュニティへの支援として、自治連合会コミュニティ活動交付金の交付や、活動のデジタル化推進のための講習会を開催するなど、自治会の負担軽減に向けた取り組みを行っています。また、地域コミュニティ活動の拠点施設である校区市民館の機能を強化するとともに、地域集会所の建設に要する経費補助などを行っています。

市民との協働事業数は年間約 160 件と一定の数で推移していますが、今後も協働事業が増加するよう、時勢にあった支援を検討し実施していく必要があります。



資料：豊橋市

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第4次豊橋市市民協働推進計画では、市民協働によるまちづくりを積極的に推進していくため、条例に定める基本理念、市民・市の役割及び基本施策に「計画推進の視点」を加えた行動計画として、今後5年間の取り組みを定めます。

1 基本理念

市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組む（豊橋市市民協働推進条例第3条）

市民協働とは、市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、多種多様な取り組みを行うことです。（条例第2条第1号）

市民とは、国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者、市内で公益的社会貢献活動をする法人その他の団体及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者をいいます。（条例第2条第3号）

市民協働によるまちづくりを推進するには、市民と市はもとより、市民同士が互いに支え合うことが必要です。



市民活動団体による清掃活動の様子

2 計画推進の視点

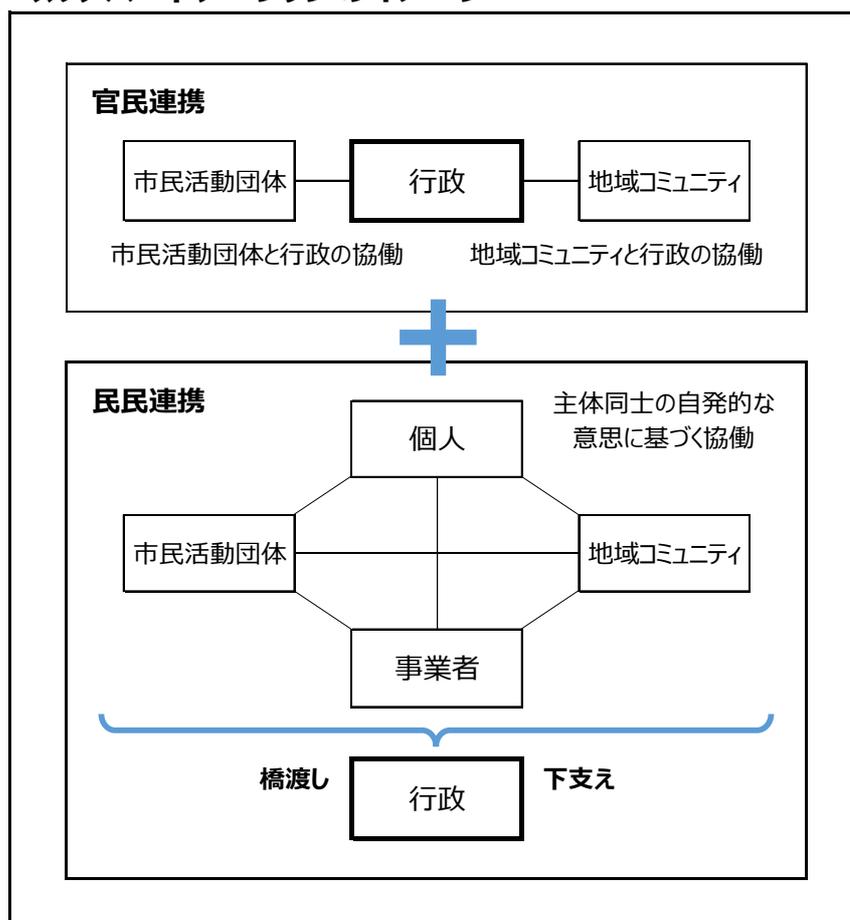
マルチパートナーシップによるまちづくり (多様な主体による多面的な協働の推進)

これまで本市では、市民と市がそれぞれの立場で地域課題の解決に取り組んできましたが、地域課題が複雑化・多様化する中で、単一の主体や限られた連携だけでは、その解決は困難となっています。

今後は、個人、自治会等の地域コミュニティ、豊富な経験を有する市民活動団体、柔軟な発想や優れた技術力を有する民間企業や専門性を有する地元大学等の事業者など、さまざまな市民同士による自発的な意思に基づく協働（**民民連携**）を促し、限られた資源を最大限に生かしながら、効果的に地域課題の解決を図ることが大切です。

そこで、計画推進の視点として、「**マルチパートナーシップによるまちづくり（多様な主体による多面的な協働の推進）**」を掲げ、施策を推進していきます。

マルチパートナーシップのイメージ



3 基本目標

第4次豊橋市市民協働推進計画では、基本理念の実現を目指し、市民及び市の具体的な行動へと結びつけられるよう、段階的なアプローチを設定します。

市民一人ひとりのまちづくりに関わる「きっかけ」を生み出し、その活動が継続できるよう「環境」を整え、そして多様な人々が手を取り合い、新しい価値を創り出す「つながり」を育んでいきます。

以下3つの基本目標を掲げて、取り組みを推進していきます。

基本目標1 きっかけづくり

協働の「きっかけ」を生み出し、担い手を育みます。

活動に必要な情報を効果的に届け、協働のきっかけを生み出すとともに、活動を継続的に実践する担い手の育成に取り組みます。

基本目標2 環境づくり

協働の「環境」を整え、活動を力強く後押しします。

活動をスムーズに始めやすく、また、長く続けられるようソフト・ハードの両面から協働の環境整備に取り組みます。

基本目標3 つながりづくり

協働の「つながり」を創り、さらなる発展を促します。

まちづくりに携わる市民の協働の輪が広がるよう、つながりづくりに取り組みます。

4 計画の体系

基本理念

市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、
自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組む

計画推進の視点

マルチパートナーシップによるまちづくり
(多様な主体による多面的な協働の推進)

基本目標

1 きっかけづくり

協働の「きっかけ」を生み出し、
担い手を育みます。

【施策と取り組み】

(1)意識の醸成・人材の育成

- ①まちづくり意識の醸成
- ②まちづくり人材の育成

(2)情報の発信・提供

- ①情報発信の強化
- ②情報提供の充実

2 環境づくり

協働の「環境」を整え、
活動を力強く後押しします。

【施策と取り組み】

(1)活動の促進・継続の支援

- ①自発的な活動を促す支援
- ②活動継続・発展への支援

(2)活動基盤の整備

- ①活動における拠点機能の
充実

3 つながりづくり

協働の「つながり」を創り、
さらなる発展を促します。

【施策と取り組み】

(1)交流の創出

- ①地域における協働ニーズの
把握
- ②主体同士が交流する機会
の創出

(2)協働の創出

- ①主体間の橋渡し・調整機能
の充実
- ②主体間の連携を促すための
支援

IV 施策と取り組み

基本目標1 きっかけづくり

協働の「きっかけ」を生み出し、担い手を育みます。

施策1 意識の醸成・人材の育成

まちづくりに対する市民の理解を深めるとともに、さまざまな社会貢献の形を周知するなど、多様な主体や若者の参画を一層促すことで、新たな担い手の育成に取り組みます。

【課題】

- ・人口減少により市民活動の担い手不足は今後も見込まれることから、市民の協働意識の醸成に向けた取り組みを継続し、活動の担い手を増やす必要があります。
- ・事業所向け市民協働に関するアンケート調査の結果では、人的・時間的余裕がないために社会貢献活動が困難と回答する事業所が多かったことから、マンパワーを生かした活動以外のさまざまな社会貢献活動の形を周知する必要があります。
- ・わかば議会では、若者の能動的な行動を促すため運営方法を見直してきましたが、若者がより主体的にまちづくりに参画できるよう、事業の継続的な見直しが必要です。
- ・若者のまちづくりに対する意識醸成や人材育成につながる取り組みを充実する必要があります。
- ・わかば議会政策提案事業の関係課及び市民協働推進補助金（わかば補助金）サポート課による若者への助言や活動支援の充実を図るなど、サポート体制をより強化していく必要があります。
- ・多様な主体や若者の参画を一層促す取り組みが必要です。
- ・市職員の協働に対する理解・認識から具体的な行動につなげる取り組みが必要です。

【取り組み内容】

① まちづくり意識の醸成

市民一人ひとりが自分に合った形でまちづくりに関われることを広く市民に伝えていきます。特に、これからの本市を担う若者が、まちづくりを他人事ではなく自分のこととして捉えてもらえるよう、若者のまちづくりに対する意識の醸成に取り組みます。

<取り組みの例> ※記号は、◎が新規の取り組み、○が既存の取り組み（以下同じ）。

- ◎マルチパートナーシップによるまちづくりの視点を取り入れた「協働の手引き」の作成・配布
- ◎さまざまな社会貢献の形の周知（活動場所の提供、市民協働推進基金への寄附、クラウドファンディング※₃への資金提供等）
- ◎外国人向けリーフレットの作成
- ◎学校や事業者と連携した若者へのアプローチ

※₃クラウドファンディング：インターネットを通じて、不特定多数の人々から少額ずつの資金を集める仕組みのことで、プロジェクトを立ち上げた団体等が、実現したい活動内容を専用のウェブサイトで公開し、それに共感・賛同した支援者が資金を提供する。

② まちづくり人材の育成

市民活動に関する各種講座やイベントを実施するほか、若者の参画を促す機会を創出するなど、まちづくり人材の育成につながる取り組みを実施します。

<取り組みの例>

- 市民活動への体験参加の実施
- 市民活動推進イベントの実施
- 市民活動に関する講座の実施（ボランティア養成講座等）
- 豊橋わかば議会の実施
- 各種審議会・委員会委員への若者登用の推進
- 市職員向け市民協働研修の実施

【指標】

| 項目 | 基準値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|--------------------------|------------|-------------|
| まちづくりに参加したことがある市民の割合 | 71.6% | 75.0% |
| わかば議会や政策提案事業に関わった若者委員の人数 | 25人 | 計画期間延べ180人 |
| 市との協働事業数 ※4 | 164件 | 170件 |

※4各年度に市が自治会、市民活動団体等と協働で実施した事業の件数で、前年度から継続する事業を含む。



豊橋わかば議会のグループワークの様子

施策2 情報の発信・提供

市民活動や地域コミュニティ活動等への参加のきっかけを作り、具体的な行動につなげられるよう、市民が必要とする情報の発信・提供に取り組みます。

【 課題 】

- ・市民協働によるまちづくりの取り組みが着実に展開されてきていますが、市民全体にまで広がっていない状況です。
- ・地域力の活性化につながるよう、地域の多様な主体に対して地域における市民活動等の情報やニーズを発信・提供する必要があります。
- ・地域コミュニティ活動が活性化するよう、地域コミュニティの中心である自治会の活動内容やその必要性について、周知していく必要があります。
- ・市民活動団体や地域コミュニティが活用できる支援制度の情報が広く行き渡る必要があります。

【 取り組み内容 】

① 情報発信の強化

まちづくりに参加したことのない市民へ、参加のきっかけとなる情報を届けるとともに、「一緒に活動してみたい」という思いにつながるよう、情報を届けたい相手や地域に応じた効果的な情報の発信を行います。

<取り組みの例>

- 多様な媒体を活用した情報の発信（どすごいネット等）
- SNSを活用した若者向け情報の発信
- 市民活動団体、地域コミュニティ等の活動の見える化

② 情報提供の充実

ボランティア活動に参加したい市民が関心のある活動を選択できるよう、ボランティア募集情報の集約・提供を行うとともに、市民活動団体や地域コミュニティが活動する際に利用できる補助金等の情報を集約・提供し、活動の活性化を図ります。

<取り組みの例>

- ボランティア募集・養成講座の情報提供
- 市民活動団体、地域コミュニティ等が活用できる支援制度の情報提供

【 指標 】

| 項目 | 基準値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|--------------|------------|-------------|
| どすごいネットアクセス数 | 35,977件 | 45,000件 |

基本目標 2 環境づくり

協働の「環境」を整え、活動を力強く後押しします。

施策 1 活動の促進・継続の支援

市民活動や地域コミュニティ活動に関心のある市民の「やってみたい」という気持ちを大切に、スムーズに活動を始められるよう、支援・後押しをする制度やまちづくりに関わることのできる場を設け、活性化につながります。また、団体が抱える課題に寄り添い、活動の継続や発展につながるような支援に取り組みます。

【 課題 】

- ・従業員の社会貢献活動に対する支援制度が整備されている事業所が少なく、整備が広がる取り組みが必要です。
- ・さまざまな団体・主体同士が意見を交換できる場の充実が必要です。
- ・市民活動団体の多くは効率的で効果的（即時性・拡散性）な情報発信ができていないことから、SNSを始めとする多様なツールを用いた情報発信の促進が必要です。
- ・市民活動団体はさまざまな課題や困りごとを抱えており、自分たちだけでは解決が困難なものもあります。
- ・各種審議会・委員会等の公募委員については、大半はホームページや広報を通じた募集にとどまっているため、無作為に抽出した市民に直接案内するなど、多様な意見を市政に反映する取り組みを促していく必要があります。
- ・市民協働推進補助金の活用団体の活動状況を確認するとともに、団体のニーズを把握し、市民活動の継続性を高める支援を充実する必要があります。
- ・多くの市民の参加・交流が進み、市民による活動が活性化するよう、これまでの公益的な社会貢献活動に加え、民間活力を生かしたイベントなど、より多様な活動を支援できる使いやすい補助制度を検討する必要があります。
- ・若者や外国人など、多様な人々がまちづくりに参加しやすい環境を整備する必要があります。
- ・市から自治会への依頼事項の削減に取り組んできましたが、自治会の負担感は軽減していないため、引き続き負担軽減に取り組む必要があります。
- ・自治会ごとに活動を行う上での課題が異なることから、各自治会のニーズに応じた支援を行う必要があります。
- ・令和6年の地方自治法一部改正により創設された「指定地域共同活動団体」制度の導入検討が必要です。

【 取り組み内容 】

① 自発的な活動を促す支援

活動を始める上での財政的負担を軽減するため、市民協働推進補助金により活動の後押しを行います。また、さまざまな市民が持つ知識や経験をまちづくりや地域コミュニティの活性化につなげるため、若者、子育て世代、外国人など多様な人々の参加を促します。

<取り組みの例>

- 市民協働推進補助金の交付（つつじ・わかば補助金）
- ◎多様な主体が活動しやすい組織運営のヒントを「協働の手引き」等で周知
- 各種審議会・委員会の公募委員の拡大
- ◎事業者のインセンティブ（行動を促すための動機づけ）となる表彰等の制度検討
- ◎市民活動に使いやすい補助金の導入
- ◎若者人材バンクの導入検討
- ◎市職員のボランティア休暇活用による活動参加の促進

② 活動継続・発展への支援

市民活動についての相談対応等の支援により、活動の継続・発展につなげます。また、地域コミュニティの中心である自治会は、まちづくりの重要な役割を担っていることから、活動の負担軽減や加入促進につながる支援に取り組みます。

<取り組みの例>

- 市民活動プラザでの相談事業の実施
- ◎市民活動団体向け講座の開催（SNS、クラウドファンディング活用講座等）
- 市民協働推進補助金の交付（くすのき補助金）
- コミュニティ活動交付金の交付
- 自治会活動に関する講座の開催（まちづくり講習会等）
- 自治会活動の負担軽減（活動のデジタル化支援等）
- 自治会の加入促進に向けた啓発（転入時のお知らせ、街頭啓発等）
- 自治会向け「外国人住民との地域づくりヒントブック」の活用
- 市民活動総合補償制度の実施
- 団体間の意見交換会の開催
- ◎指定地域共同活動団体制度の導入検討

【 指標 】

| 項目 | 基準値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|-------------------------|------------|-------------|
| 市民活動に関する市民活動プラザ相談件数 | 105件 | 150件 |
| 団体の活動継続率 ※5 | 85.7% | 90.0% |
| 市民活動プラザ登録団体数 | 495件 | 550件 |
| 自治会会員数（事業者等の賛助会員を含む） ※6 | 110,351 会員 | 111,100 会員 |

※5 つつじ・くすのき補助金を活用した団体のうち、5年後も活動を実施している団体の割合（基準値は、令和元年度につつじ・くすのき補助金を活用した団体のうち、令和6年度も活動を実施している団体の割合）。

※6 自治会会員数の基準値は、令和7年4月1日現在。

施策2 活動基盤の整備

地域コミュニティ活動や市民活動の拠点機能を充実するなど、それぞれの地域で活動しやすい基盤整備に取り組みます。

【課題】

- ・地域コミュニティ活動や市民活動を行う際に利用できる拠点施設がありますが、利用しやすい施設となるよう継続した見直しが必要です。

【取り組み内容】

① 活動における拠点機能の充実

校区市民館及び市民活動プラザの施設環境や利用制度の改善などにより利便性の向上を図るとともに、提供サービスの充実に取り組みます。

<取り組みの例>

- 校区市民館の使用手続きの簡略化
- 校区市民館地域講座の開催
- 校区市民館の改良保全工事の実施
- 市民活動プラザにおける利用者ニーズに合わせたサービスの提供
- 地域集会所建設費補助金の交付

【指標】

| 項目 | 基準値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|-----------------|------------|-------------|
| 校区市民館の利用者数 | 872,310人 | 890,000人 |
| 市民活動プラザの利用者数 ※7 | 1,969人 | 2,600人 |

※7市民活動プラザ会議室等の利用者数に限る。



校区市民館（野依）



市民活動プラザ
（豊橋市民センター内）

基本目標3 つながりづくり

協働の「つながり」を創り、さらなる発展を促します。

施策1 交流の創出

行政だけでなく、市民活動団体や事業者などが持つ専門知識、ノウハウを組み合わせ、きめ細やかなサービスや新たな価値創造につなげるため、多様な主体の活動やニーズの把握・提供に努めるとともに、多様な主体が交流する機会の創出に取り組みます。

【課題】

- ・社会環境が大きく変化する中で、社会的課題や市民ニーズは複雑化・多様化しており、単一の主体だけでは解決が困難なものが増えています。
- ・個人や事業者などでは、普段の活動エリアの中で社会貢献や協働を行いたいというニーズが一定あるものの、どのような団体等が協働を求めているかの把握が上手くできていません。
- ・民間活力の活用に向け、事業者に対して地域における市民活動の情報提供を行うなど、地域における協働ニーズの把握が必要です。
- ・協働は必要と感じるものの、他団体との接点や交流がないと考える市民活動団体、事業者は少なくありません。

【取り組み内容】

① 地域における協働ニーズの把握

自発的な交流が生まれるよう、協働ニーズを地域ごとに把握・整理し、団体や事業者等へ情報提供を行います。

<取り組みの例>

- ◎地域における協働ニーズの集約とどすごいネット等を活用した情報の提供

② 主体同士が交流する機会の創出

各主体が抱える課題やノウハウを共有し、新たな協働を生み出すため、若者や外国人、自治会、市民活動団体、事業者などが交流する機会を創出します。

<取り組みの例>

- ◎協働に向けた交流会の開催

【指標】

| 項目 | 基準値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|-------------------------------|------------|-------------|
| 交流会の開催回数 | － | 6回 |
| 交流会に参加して有意義であったと回答した参加者の割合 ※8 | － | 80.0% |

※8 有意義とは交流会の参加者アンケートにおいて総合的な満足度に相当する設問の評価が高評価であるものを指す。

施策2 協働の創出

限りある資源を最大限活用し、活動を活性化させるため、協働を求める主体間の調整や支援制度の充実を図るなど、多様な主体による協働の創出に取り組みます。

【 課題 】

- ・ボランティアを募集する市民活動団体等の情報発信のほか、参加者や活動者の身近な地域においてマッチングが進むよう、橋渡し・調整機能の充実が必要です。
- ・協働により社会的課題を解決していくためには、市民活動団体と行政、地域コミュニティと事業者など、多様な主体同士の結び付けや関係づくりを行うためのコーディネーション力の強化が必要です。
- ・新たな協働を生み出す仕組みまでは構築されておらず、既存の協働事業の検証とともに新たな協働事業を考えるきっかけづくりが必要です。

【 取り組み内容 】

① 主体間の橋渡し・調整機能の充実

主体間の橋渡し・調整機能を有する市民活動プラザにおいて、参加者を求める市民活動団体と参加を希望するボランティアのマッチングに取り組みます。また、新たな団体の発掘・結び付けや関係づくりを行うなど、協働によるまちづくりを推進します。

<取り組みの例>

- 市民活動プラザによるボランティアの活用推進
- ◎新たなパートナー（若者や事業者等）の発掘
- ◎市・市民活動プラザ職員のコーディネーション力の向上

② 主体間の連携を促すための支援

社会環境の変化などにより、市民活動団体や地域コミュニティなどが抱える課題も変化していることから、単一の主体を対象にした支援にとどまらず、今後の活動の発展につながるようなマルチパートナーシップによる活動への支援制度を検討し、実施していきます。

<取り組みの例>

- ◎マルチパートナーシップを促進するインセンティブの導入

【 指標 】

| 項目 | 基準値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|-------------------------|------------|-------------|
| 市民活動プラザの支援によって成立した協働事業数 | － | 5件 |
| 市民活動プラザにおける協働に関する相談対応件数 | － | 10件 |

各担い手への取り組み

今後のまちづくりに欠かせない担い手への取り組みを分野横断的に施策の中から集約しました。

個人（若者）

次代の担い手となる若者がまちづくりに参画しやすい環境を整備し、その主体的な挑戦を後押しすることで、地域に多様な視点と活力を注入し、持続可能な地域づくりを推進します。

【取り組みの例（再掲）】

- ◎ マルチパートナーシップによるまちづくりの視点を取り入れた「協働の手引き」の作成・配布
- ◎ 学校や事業者と連携した若者へのアプローチ
- 豊橋わかば議会の実施
- 各種審議会・委員会の委員への若者登用の推進
- SNS を活用した若者向け情報の発信
- 市民協働推進補助金の交付（つつじ・わかば補助金）
- ◎ 若者人材バンクの導入検討
- ◎ 新たなパートナー（若者や事業者等）の発掘

地域コミュニティ（自治会）

地域コミュニティの中心的役割を担う自治会が、持続可能で活力ある組織となるよう、運営の負担軽減・スリム化や加入促進を支援します。

【取り組みの例（再掲）】

- ◎ マルチパートナーシップによるまちづくりの視点を取り入れた「協働の手引き」の作成・配布
- 市民活動団体、地域コミュニティ等の活動の見える化
- 市民活動団体、地域コミュニティ等が活用できる支援制度の情報提供
- 市民協働推進補助金の交付（つつじ・くすのき補助金）
- ◎ 多様な主体が活動しやすい組織運営のヒントを「協働の手引き」等で周知
- コミュニティ活動交付金の交付
- 自治会活動に関する講座の開催（まちづくり講習会）
- 自治会活動の負担軽減（活動のデジタル化支援等）
- 自治会の加入促進に向けた啓発（転入時のお知らせ、往還啓発等）
- 自治会向け「外国人住民との地域づくりヒントブック」の活用
- 地域集会所建設費補助金の交付
- ◎ 地域における協働ニーズの集約とどすごいネット等を活用した情報の提供
- ◎ 協働に向けた交流会の開催

市民活動団体

さまざまな分野で活躍する市民活動団体の継続的な活動や発展を支援するとともに、多様な主体との連携・協働を促し、地域の課題解決や新たな価値創造につなげます。

【取り組みの例（再掲）】

- ◎ マルチパートナーシップによるまちづくりの視点を取り入れた「協働の手引き」の作成・配布
- 多様な媒体を活用した情報の発信（どすごいネット等）
- 市民活動団体、地域コミュニティ等の活動の見える化
- 市民活動団体、地域コミュニティ等が活用できる支援制度の情報提供
- 市民協働推進補助金の交付（つつじ・くすのき補助金）
- ◎ 多様な主体が活動しやすい組織運営のヒントを「協働の手引き」等で周知
- ◎ 市民活動に使いやすい補助金の導入
- 市民活動プラザでの相談事業の実施
- ◎ 市民活動団体向け講座の開催（SNS、クラウドファンディング活用講座等）
- 団体間の意見交換会の開催
- 市民活動プラザにおける利用者ニーズに合わせたサービスの提供
- ◎ 地域における協働ニーズの集約とどすごいネット等を活用した情報の提供
- ◎ 協働に向けた交流会の開催
- 市民活動プラザでの個人ボランティアの活用推進
- ◎ マルチパートナーシップを促進するインセンティブの導入

事業者

事業者が持つ技術、人材、情報といった貴重な資源を最大限生かしながらまちづくりを推進するため、課題を抱える地域のニーズや協働の手法について共有するなど、社会貢献活動に取り組みやすい環境を整備します。

【取り組みの例（再掲）】

- ◎ マルチパートナーシップによるまちづくりの視点を取り入れた「協働の手引き」の作成・配布
- ◎ さまざまな社会貢献の形の周知（活動場所の提供、市民協働推進基金への寄附、クラウドファンディングへの資金提供等）
- ◎ 学校や事業者と連携した若者へのアプローチ
- 市民活動団体、地域コミュニティ等の活動の見える化
- ◎ 事業者のインセンティブ（行動を促すための動機づけ）となる表彰等の制度検討
- ◎ 地域における協働ニーズの集約とどすごいネット等を活用した情報の提供
- ◎ 協働に向けた交流会の開催
- ◎ 新たなパートナー（若者や事業者等）の発掘
- ◎ マルチパートナーシップを促進するインセンティブの導入

V 計画の推進に向けて

1 推進体制

市と市民（個人・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者）の協力・連携体制を構築し、各施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

（１）市民活動プラザ

市民活動の拠点として、市民活動に関する相談対応や情報の集約・提供するとともに、個人と団体、団体と団体などを結びつける役割を担います。

（２）市民協働推進員

市の各所属に配置し、職員に対する協働の理解・行動の促進に取り組みます。

（３）豊橋市市民協働推進審議会

学識経験者や市民活動関係者、公募市民などにより構成される市の附属機関で、市民協働によるまちづくりの推進に関する事項について、調査審議を行います。

2 施策の進捗管理

目標に対する達成度や事業の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて改善策を講じるなど、効果的な施策の推進を図ります。

参考資料

- 豊橋市市民協働推進条例 … 27
 - 豊橋市市民協働推進審議会委員名簿 … 29
 - 第3次豊橋市市民協働推進計画の評価及び総括 … 30
-

豊橋市市民協働推進条例

(平成18年12月19日条例第53号)

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念及び基本的な事項を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民及び市の連携を深め、公益的社会貢献活動の活性化を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、多種多様な取組を行うことをいう。
- (2) 公益的社会貢献活動 市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であつて営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者、市内で公益的社会貢献活動をする法人その他の団体（以下「公益的社会貢献活動団体」という。）及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むことを基本理念とする。

(市民の役割)

第4条 市民は、公益的社会貢献活動への理解を深め、市民協働によるまちづくりの主体であることを自覚し、地域の一員として、住民自治組織での活動はもとより多様な形で公益的社会貢献活動に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが行う公益的社会貢献活動が広く地域に理解されるよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民に対して公益的社会貢献活動の意義について広く啓発するとともに、市民協働の推進に向けた意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(基本施策)

第6条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、市民と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民が市政に参画することができる機会づくりに関すること。
- (2) 市民が互いに支え合うことができる仕組みづくりに関すること。
- (3) 市民活動に関する広域的な情報提供及び情報交換の推進に関すること。
- (4) 活動拠点の整備及び人材開発の環境整備に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(市政への参画機会)

第7条 市は、市民参画を推進するため、市の施策を形成し、又は事業を決定する段階から、当該施策又は事業に対する情報をわかりやすく提供し、市民からの意見を受け止めるとともに、市民が市政に多様な形で参画できるよう努めるものとする。

(市の業務への参入機会)

第8条 市は、市が行う業務のうち公益的社会貢献活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとする。

(市民協働推進基金)

第9条 市は、市民が公益的社会貢献活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、豊橋市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、寄附金等をもって充てる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

6 基金は、第1項に規定する基金の設置目的を達成する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(公益的社会貢献活動団体に対する助成)

第10条 市長は、基金を財源として、公益的社会貢献活動団体のうち市長が別に定めるものに対して助成することができる。

2 市長は、前項の助成について申請があった場合は、豊橋市市民協働推進審議会の意見を聴き、決定するものとする。

(市民協働推進審議会)

第11条 市長は、市民協働によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議させるため、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働によるまちづくりの推進に関することについて調査審議する。

3 審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べるることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

豊橋市市民協働推進審議会 委員名簿

任期：令和5年5月10日～令和7年5月9日

| | 氏名 | 備考 |
|-----|--------|-----------------------------|
| 会 長 | 菊地 裕幸 | 愛知大学 地域政策学部 教授 |
| 副会長 | 高野 英司 | 豊橋市自治連合会 理事 |
| 委 員 | 佐野 雄輔 | 豊橋市社会福祉協議会 職員（令和6年3月31日まで） |
| 委 員 | 河井 裕 | 豊橋市社会福祉協議会 職員（令和6年4月1日から） |
| 委 員 | 朝倉 あや子 | 豊橋商工会議所 女性会 会長（令和6年3月31日まで） |
| 委 員 | 細田 京子 | 豊橋商工会議所 女性会 会長（令和6年4月1日から） |
| 委 員 | 吉田 典子 | 豊橋市民センター センター長 |
| 委 員 | 長坂 英樹 | 公募市民 |
| 委 員 | 近田 泰一 | 公募市民 |
| 委 員 | 神 智美 | 愛知大学 学生 |
| 委 員 | 越智 雄大 | 豊橋技術科学大学 学生 |
| 委 員 | 渡邊 誼子 | 豊橋創造大学 学生 |

任期：令和7年5月10日～令和9年5月9日

| | 氏名 | 備考 |
|-----|---------|----------------|
| 会 長 | 菊地 裕幸 | 愛知大学 地域政策学部 教授 |
| 副会長 | 高野 英司 | 豊橋市自治連合会 理事 |
| 委 員 | 河井 裕 | 豊橋市社会福祉協議会 職員 |
| 委 員 | 細田 京子 | 豊橋商工会議所 女性会 会長 |
| 委 員 | 吉田 典子 | 豊橋市民センター センター長 |
| 委 員 | 鈴木 麻莉 | 公募市民 |
| 委 員 | 尾寄 悌之 | 公募市民 |
| 委 員 | 古山 果歩 | 愛知大学 学生 |
| 委 員 | 佐羽尾 さくら | 豊橋技術科学大学 学生 |
| 委 員 | 松尾 早平 | 豊橋創造大学 学生 |

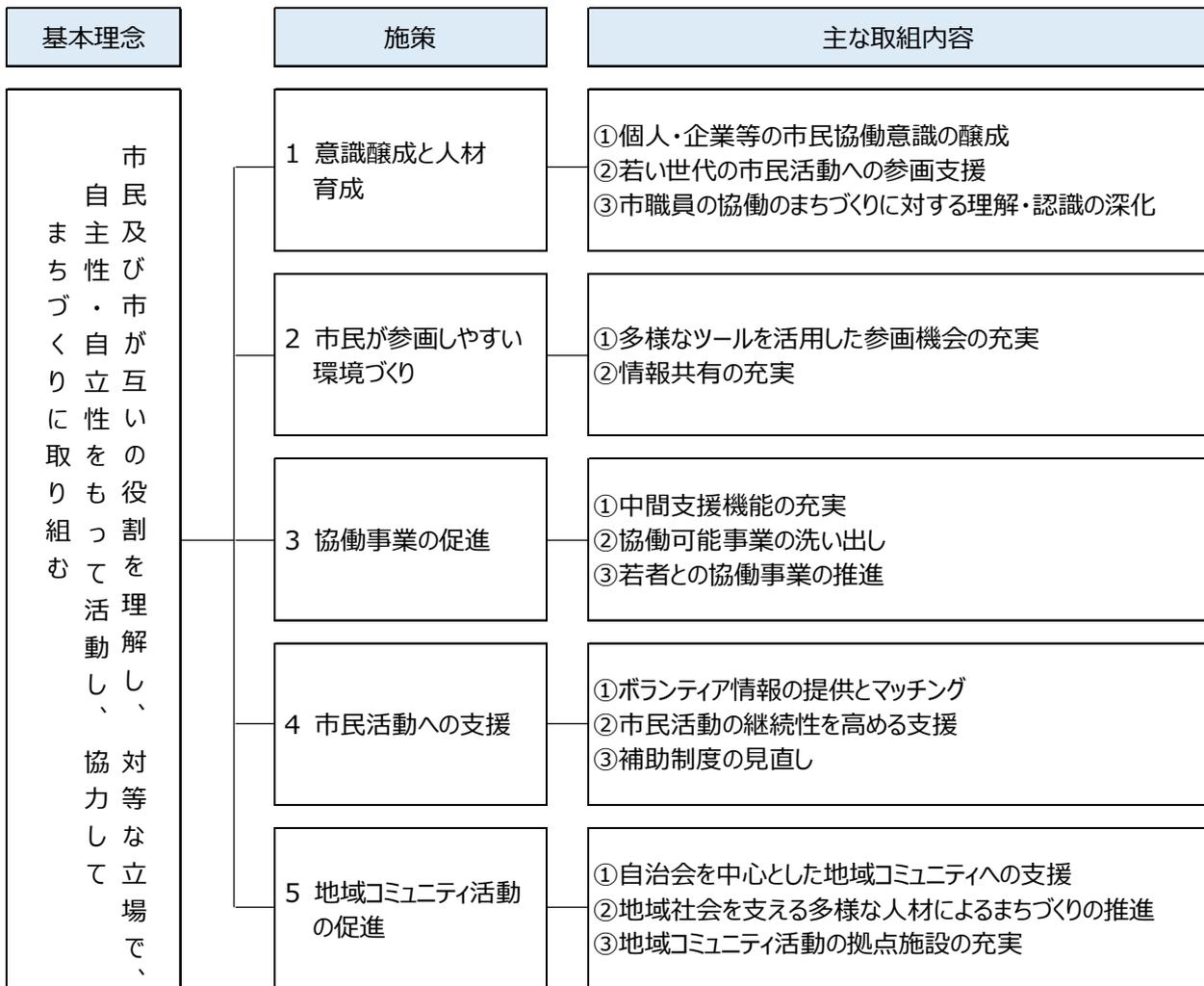
第3次豊橋市市民協働推進計画の評価及び総括

1 評価方法

本計画の策定にあたっては、第3次豊橋市市民協働推進計画における5つの施策、14の主な取組内容の検証及び評価を行い、計画内容に反映させる必要があります。

そこで、第3次豊橋市市民協働推進計画各施策における指標の達成状況を以下の評価基準に基づき評価しました。

【第3次計画の体系図】



【評価基準】

- ：目標値を達成
- △：現状値と同じ又は上回る
- ▼：現状値を下回る

2 施策ごとの評価

【第3次計画の指標の達成状況一覧】

| 施策 | 項目 | 現状 (令和元年度) | 見込 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成状況 |
|----------------------------|--------------------------------------|------------------|------------------|----------------|------|
| 施策 1 意識醸成と人材育成 | 市民協働によるまちづくりの 必要認識度 (市民意識調査結果) | 64.0% | 70.4% | 85.0% | △ |
| | まちづくり活動への参加率 (市民意識調査結果) ※ 1 | 45.6% | 71.6% | 75.0% | △ |
| 施策 2 市民が参画しやすい 環境づくり | どすごいネットアクセス数 ※ 2 | 78,249件 | 35,977件 | 86,000件 | ▼ |
| | 市民活動プラザ登録団体数 | 459団体 | 495団体 | 500団体 | △ |
| 施策 3 協働事業の促進 | 協働事業数 | 136件 | 164件 | 150件 | ○ |
| | 市民活動プラザ利用者数 (延べ人数) ※ 3 | 6,124人 | 1,969人 | 7,000人 | ▼ |
| 施策 4 市民活動への支援 | 市民協働推進補助金 交付件数 (過去5年の平均値) | 14件 | 14件 | 16件 | △ |
| | 市内のNPO法人数 | 80団体 | 84団体 | 90団体 | △ |
| 施策 5 地域コミュニティ 活動の促進 | 自治会加入率 ※ 4 | 72.1% (76.1%) | 67.6% (71.9%) | 75.0% (-) | ▼ |
| | 校区市民館の利用者数 | 1,053,101人 | 872,310人 | 1,072,000人 | ▼ |

※ 1 まちづくり活動への参加率は、R2市民意識調査の設問内に具体的な活動の事例を示した結果、実績が上昇している。

※ 2 どすごいネットのアクセス数は、現状値にR1システム更新によるアクセスの増加分が含まれている。

※ 3 市民活動プラザ利用者数は、現状値にR1とよはしまつりの休憩スペースとして利用された人数が含まれている。

※ 4 自治会加入率は、R5より、指標の対象とする母数を住民基本台帳人口から国勢調査世帯数に改めた。
() は改めた対象により算出した加入率。

3 総括

(1) 施策1 意識醸成と人材育成

ア 指標の達成状況

| 項目 | 現状 (令和元年度) | 見込 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成状況 |
|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 市民協働によるまちづくりの必要認識度 (市民意識調査結果) | 64.0% | 70.4% | 85.0% | △ |
| まちづくり活動への参加率 (市民意識調査結果) | 45.6% | 71.6% | 75.0% | △ |

※まちづくり活動への参加率は、R2 市民意識調査の設問内に具体的な活動の事例を示した結果、実績が上昇している。

イ 実施事業の一覧

| 主な取組内容 | 事業数 | 実施事業の一覧 |
|----------------------------|-----|--|
| ① 個人・企業等の市民協働意識の醸成 | 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向け「協働の手引き」の作成・配布 ・ NPO活動への体験参加の実施 ・ 市民活動を盛り上げるイベントの開催 ・ 市民協働推進基金のPRの実施 ・ 市民活動団体向け出前講座の開催 ・ 小～大学生向け出前講座の実施 |
| ② 若い世代の市民活動への参画支援 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ わかば議会の開催 ・ わかば補助金の交付 |
| ③ 市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識の深化 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働推進員の配置 ・ 市職員を対象にした市民協働研修の実施 ・ ボランティア休暇の取得促進 |

ウ 成果と課題

① 個人・企業等の市民協働意識の醸成

【成果】

- ・ どすごいバスツアー（市民活動への体験参加）、市民活動推進イベント（オレンジフェスタ）、出前講座等を開催した結果、学生を始めとする多くの市民が参加し、市民活動やボランティア活動への参加のきっかけとなった。
- ・ 豊橋まつりでのPRブース設置や、事業者向け市民協働に関するアンケート調査の中で、市民協働推進基金を活用した市民活動の紹介をすることで、安定した寄附金額の受け入れにつながった。

【課題】

- ・ 人口減少により市民活動の担い手不足は今後も見込まれることから、市民の協働意識の醸成に向けた取り組みを継続し、活動の担い手を増やす必要がある。
- ・ 事業所向け市民協働に関するアンケート調査の結果では、人的・時間的余裕がないために社会貢献活動が困難と回答する事業所が多かったことから、マンパワーを生かした活動以外のさまざまな社会貢献活動の形を周知する必要がある。
- ・ 従業員の社会貢献活動に対する支援制度が整備されている事業所が少なく、整備が広がる取り組みが必要である。

② 若い世代の市民活動への参画支援

【成果】

- ・わかば議会や市民協働推進補助金（わかば補助金）の取り組みにより、若い世代が社会貢献活動に参加する機会が増え、若者によるまちづくり活動が促進された。

【課題】

- ・わかば議会では、若者の能動的な行動を促すため運営方法を見直してきたが、若者がより主体的にまちづくり活動に参画できるよう、事業の継続的な見直しが必要である。
- ・若い世代のまちづくりに対する意識醸成や人材育成につながる取り組みを充実する必要がある。

③ 市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識の深化

【成果】

- ・市職員向け市民協働研修では、協働実績を有する団体と市職員によるトークセッションを導入し、現場の声を直接聞けるようにしたことで、協働相手との相互理解の必要性など、協働のまちづくりに対する理解度の向上が図られた。
- ・市職員のボランティア休暇の取得要件を拡大するとともに、休暇申請を簡素化したことで、ボランティア休暇の取得が促進された。

【課題】

- ・市職員の理解・認識から具体的な行動につなげる取り組みが必要である。

(2) 施策2 市民が参画しやすい環境づくり

ア 指標の達成状況

| 項目 | 現状 (令和元年度) | 見込 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成状況 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|------|
| どすごいネットアクセス数 | 78,249件 | 35,977件 | 86,000件 | ▼ |
| 市民活動プラザ登録団体数 | 459団体 | 495団体 | 500団体 | △ |

※どすごいネットのアクセス数は、現状値にR1システム更新によるアクセスの増加分が含まれている。

イ 実施事業の一覧

| 主な取組内容 | 事業数 | 実施事業の一覧 |
|----------------------|-----|---|
| ① 多様なツールを活用した参画機会の充実 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・どすごいネット等インターネットを活用した情報提供の充実 ・わかば議会のInstagramの発信 ・コミュニティ放送を使った地域情報の発信 ・市民活動情報の提供 ・NPO・地域コミュニティ向け助成制度情報の提供 |
| ② 情報共有の充実 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働に向けた交流会 ・わかば議会の開催（再掲） ・市民協働推進審議会の実施 ・附属機関等の公募委員の拡大 ・電子会議の推進 |

ウ 成果と課題

① 多様なツールを活用した参画機会の充実

【成果】

- ・どすごいネット（東三河市民活動情報サイト）やFMラジオなどで市民活動や助成制度の情報提供を行ったほか、市民センター等による市民協働推進補助金のPRの結果、応募説明会への参加者や活用団体が増加した。
- ・わかば議会の活動や若者向け事業をわかば議会公式インスタグラムで効果的に発信した結果、フォロワー数が増加した。

【課題】

- ・市民活動団体の多くは効率的で効果的（即時性・拡散性）な情報発信ができていないことから、SNSを始めとする多様なツールを用いた情報発信を促進することが必要である。

② 情報共有の充実

【成果】

- ・市民活動団体の交流会を開催し、課題や事例などを共有したことにより、団体間のネットワークが拡大した。

【課題】

- ・附属機関等の公募委員については、大半はホームページや広報を通じた募集にとどまっているため、無作為に抽出した市民に直接案内するなど、多様な意見を市政に反映する取り組みを促していく必要がある。
- ・さまざまな団体・主体同士が意見を交換できる場の充実が必要である。

（3）施策3 協働事業の促進

ア 指標の達成状況

| 項目 | 現状 (令和元年度) | 見込 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成状況 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 協働事業数 | 136件 | 164件 | 150件 | ○ |
| 市民活動プラザ利用者数（延べ人数） | 6,124人 | 1,969人 | 7,000人 | ▼ |

※市民活動プラザ利用者数は、現状値にR1とよはしまつりの休憩スペースとして利用された人数が含まれている。

イ 実施事業の一覧

| 主な取組内容 | 事業数 | 実施事業の一覧 |
|---------------|-----|--|
| ① 中間支援機能の充実 | 2 | ・市民活動プラザでの相談事業 ・市民活動プラザのコーディネート機能の強化 |
| ② 協働可能事業の洗い出し | 2 | ・協働事業の調査 ・協働事業の振返りの実施 |
| ③ 若者との協働事業の推進 | 2 | ・豊橋わかば議会政策提案事業の実施 ・市民協働推進補助事業の庁内サポート体制の充実 |

ウ 成果と課題

① 中間支援機能の充実

【成果】

- ・市民活動プラザに、ボランティアコーディネーション力検定を取得した職員を配置し、市民活動に関する各種相談機能を強化した。

【課題】

- ・地域力の強化が期待される民間活力の活用に向け、事業所に対して地域における市民活動の情報提供を行うなど、コーディネート機能のさらなる充実が必要である。

② 協働可能事業の洗い出し

【成果】

- ・市民協働推進補助金の活用団体と市担当課を結び付けたことにより、補助事業をサポートする中で協働事業の可能性を考えるきっかけとなった。

【課題】

- ・新たな協働を生み出す仕組みまでは構築されておらず、既存協働事業の検証とともに新たな協働事業を考えるきっかけづくりが必要である。

③ 若者との協働事業の推進

【成果】

- ・豊橋わかば議会で政策提案された事業のほか、市民協働推進補助金（わかば補助金）を活用した公益的社会貢献活動の実施において、わかば議会若者委員（先輩・現役）が参画しているケースがあるなど、若者視点を取り入れたまちづくりが広がった。

【課題】

- ・わかば議会政策提案事業の関係課及び市民協働推進補助金（わかば補助金）サポート課による若者への助言や活動支援の充実を図るなど、サポート体制をより強化していく必要がある。

（４）施策４ 市民活動への支援

ア 指標の達成状況

| 項目 | 現状 (令和元年度) | 見込 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成状況 |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 市民協働推進補助金交付件数 (過去5年の平均値) | 14件 | 14件 | 16件 | △ |
| 市内のNPO法人数 | 80団体 | 84団体 | 90団体 | △ |

イ 実施事業の一覧

| 主な取組内容 | 事業数 | 実施事業の一覧 |
|---------------------|-----|--|
| ① ボランティア情報の提供とマッチング | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人ボランティアの活用推進 ・市の事業にかかるボランティア情報の集約と発信 |
| ② 市民活動の継続性を高める支援 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進補助金の交付 ・市民活動総合補償制度の実施 ・市民協働推進補助事業の庁内サポート体制の充実（再掲） ・市民活動に関する講座の開催 |
| ③ 補助制度の見直し | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進補助金の見直し、新たな補助制度の検討 |

ウ 成果と課題

① ボランティア情報の提供とマッチング

【成果】

- ・市民活動プラザでは、ボランティアコーディネーション力検定を取得した職員のコーディネートにより、個人と市民活動団体等のマッチングにつながった。
- ・市の事業にかかるボランティア情報の提供にあたっては、助成制度を含む市の支援を追加するなど、内容を拡充した。

【課題】

- ・ボランティアを募集する市民活動団体等の情報発信のほか、参加者や活動者の身近な地域においてマッチングが進むよう、中間支援機能の充実が必要である。

② 市民活動の継続性を高める支援

【成果】

- ・市民活動プラザによる市民協働推進補助金のPR等の結果、補助金活用団体が増加した。
- ・市民協働推進補助金の補助額や補助対象を拡充し、市民活動への支援を充実した。
- ・市民協働推進補助金の補助事業の実施にあたり、サポート課による助言や活動支援を充実させた結果、市との協働事業に発展したケースがあった。
- ・ボランティア活動や自治会活動など、市民活動中における不慮の事故に対して、市民活動総合補償制度を適用し、市民が安心して活動できる環境を整備した。
- ・市民活動プラザにおけるボランティア養成講座などの市民活動に関する講座の開催により、新たな担い手の育成につながった。

【課題】

- ・市民協働推進補助金の活用団体の活動状況を確認するとともに、団体のニーズを把握し、市民活動の継続性を高める支援を充実する必要がある。

③ 補助制度の見直し

【成果】

- ・市民協働推進補助金の活用団体や市民協働推進審議会の意見を踏まえ、市民協働推進補助金申請書類の削減や補助額・補助対象を見直した結果、活用団体が増加した。

【課題】

- ・多くの市民の参加・交流が進み、市民による活動が活性化するよう、これまでの公益的な社会貢献活動に加え、民間活力を生かしたイベントなど、より多様な活動を支援できる使いやすい補助制度を検討する必要がある。

(5) 施策5 地域コミュニティ活動の促進

ア 指標の達成状況

| 項目 | 現状 (令和元年度) | 見込 (令和6年度) | 目標 (令和7年度) | 達成状況 |
|------------|------------------|------------------|---------------|------|
| 自治会加入率 | 72.1% (76.1%) | 67.6% (71.9%) | 75.0% () | ▼ |
| 校区市民館の利用者数 | 1,053,101人 | 872,310人 | 1,072,000人 | ▼ |

※自治会加入率は、R5から指標の対象とする母数を住民基本台帳人口から国勢調査世帯数に改めた。

()は改めた対象により算出した加入率。

イ 実施事業の一覧

| 主な取組内容 | 事業数 | 実施事業の一覧 |
|----------------------------|-----|--|
| ① 自治会を中心とした地域コミュニティへの支援 | 2 | ・コミュニティ活動交付金の交付 ・自治会の負担軽減の取組み |
| ② 地域社会を支える多様な人材によるまちづくりの推進 | 2 | ・まちづくり講習会の実施 ・多様な人々がまちづくりに参加しやすい環境づくり |
| ③ 地域コミュニティ活動の拠点施設の充実 | 2 | ・校区市民館の施設機能の強化 ・校区市民館使用ルールの見直し |

ウ 成果と課題

① 自治会を中心とした地域コミュニティへの支援

【成果】

- ・自治会活動のデジタル化を支援するため、Web会議の体験やLINEオープンチャットの操作等を学ぶデジタル化応援講習会を開催した結果、多くの自治会でデジタルツールの活用が進んだ。

【課題】

- ・市から自治会への依頼事項の削減に取り組んできたが、自治会の負担感は軽減していないため、引き続き負担軽減に取り組む必要がある。
- ・自治会ごとに活動を行う上での課題が異なることから、各自治会のニーズに応じた支援を行う必要がある。

② 地域社会を支える多様な人材によるまちづくりの推進

【成果】

- ・地域のまちづくりを進めていく人材を育成するため、まちづくり講習会を開催した結果、地域コミュニティのあり方について考えるきっかけとなった。

【課題】

- ・地域コミュニティ活動が活性化するよう、地域コミュニティの中心である自治会の活動内容やその必要性について、周知していく必要がある。
- ・若者や外国人など、多様な人々がまちづくりに参加しやすい環境を整備する必要がある。

③ 地域コミュニティ活動の拠点施設の充実

【成果】

- ・地域コミュニティの拠点施設である校区市民館の管理・運営を行うとともに、環境整備（照明LED化、Wi-Fi中継機の設置、長寿命化改良保全工事）を進め、機能を高めた。

【課題】

- ・校区市民館を長期間にわたって利用できるよう、順次、長寿命化改良保全工事を実施していく必要がある。

(6) 全体の総括

施策1 意識醸成と人材育成

市民活動の啓発イベントや出前講座等の実施により、多くの市民が活動について考えるきっかけとなったほか、わかば議会や市民協働推進補助金（わかば補助金）などの取り組みにより、若い世代の市民活動への参画を促しました。また、市職員に対する市民協働研修の実施により、職員の協働のまちづくりに対する理解も深まりました。

今後も、引き続き、市民協働の必要性について意識醸成を図るとともに、協働によるまちづくりをさらに進めるため、さまざまな社会貢献の形を周知するなど、多様な主体や若い世代の参画を一層促す取り組みが必要です。また、市職員については、理解から行動への転換を促す取り組みが必要です。

施策2 市民が参画しやすい環境づくり

市民活動に関する情報発信を強化したことなどにより、わかば議会公式インスタグラムのフォロワー数や市民協働推進補助金活用団体が増加しました。

今後は、即時性や拡散性の高い情報発信ができていない市民活動団体に対して、活動の活性化に向けた情報発信力を高める支援が必要です。また、さまざまな団体や主体同士が情報共有や意見交換できる場づくりが必要です。

施策3 協働事業の促進

中間支援機関として市民活動プラザの相談体制を強化したほか、わかば議会若者委員を始め、次代を担う若者の活躍支援と機会の充実を図りました。

今後は、地域ごとの市民活動情報を把握・提供するなど、コーディネート機能の充実や、協働事業の検証に加えて新たな協働を生み出す働きかけが必要です。また、若者との協働事業を推進するため、さらなるサポート体制の強化も必要です。

施策4 市民活動への支援

市民活動プラザにおいてボランティアの情報提供やマッチングを実施したほか、市民協働推進補助金の拡充や補助事業への市担当課のサポートなど、市民活動の継続性を高める支援を行いました。

今後は、身近な地域においてボランティアの情報提供やマッチングが進むよう、中間支援機能のさらなる強化が必要です。また、市民協働推進補助金を活用した団体の活動状況を把握するとともに、市民活動団体が活動を継続できるよう、団体のニーズを踏まえた支援が必要です。

施策5 地域コミュニティ活動の促進

地域コミュニティ活動の中核を担う自治会の活動の活性化を図るため、デジタルツールの導入を支援するとともに、地域のまちづくりを進めていく人材を育成するため、まちづくり講習会を開催しました。

今後は、自治会活動のさらなる負担軽減に取り組むとともに、各自治会の状況に応じた支援が必要です。また、若者や女性、外国人など、多様な人材が地域コミュニティ活動に参加しやすい環境の整備のほか、地域コミュニティの拠点施設である校区市民館の施設機能の強化が必要です。

第4次豊橋市市民協働推進計画

令和8（2026）年3月

発行 豊橋市

編集 豊橋市市民協創部市民協働推進課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 (0532) 51-2482

Email shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp